

## 「他人ごと」から「自分ごと」へ～自分たちで作る地域～

NPO 法人シミンズシーズ 事務局長 柏木登起

### 1. なぜ、住民参加か

---

#### ▶今の時代の特徴

- ・ コミュニティ離れ
- ・ 人の絆の希薄化
- ・ 社会問題に無関心の人の増加

人まかせの時代

なぜ、自分で問題解決しなくても、そこに努力をしなくてもやっていけるのか

⇒制度やお金で問題を解決する。システムが自動的に秩序を作ってくれる。

→制度やお金など他人のせいにできる。

だって、制度は私が作ったわけじゃないもの。お金を払ったんだもの。

→自分で努力しなくてすむ。

□ 近代という時代の特徴：法治主義＝国家・行政システム

資本主義＝経済システム

#### ▶これからの時代

「他人ごと」から「自分ごと」へ

「人まかせ」＝「他人ごと」ではなく、「自分ごと」にできるかどうか大切。

＝「当事者意識」をどう持てるか

#### ▶住民参加とは

住民参加＝参加することで「自分ごと」（当事者意識）を持つ

参加＝巻き込むことが重要

#### ▶「自分ごと」になると、どんなことが実現できるか？

例：加古川本「Kako-Style」

## II. 住民を巻き込むためのポイント

---

### 1. お客様にしない

「お客様」 = 「サービスを受ける人」 = 「受け身」

⇒ 「他人ごと」になってしまう

### 2. 「決める人」 = 「やる人」に

▶ 「決める人」と「やる人」が乖離（例：トップダウンの決め方）

決める場にはいないから人のせいにできる。責任を押しつけることで自分を楽にする。

⇒ 「決める人」と「やる人」を一致させる。

意思決定のプロセスに参加することで、他の人に責任を押しつけない。

▶ 「to」（～へ）から「with」（一緒に）へ

一方通行「to」のコミュニケーションから、双方向「with」のコミュニケーションへ

〇〇の“ために”でなく、〇〇と“ともに”が大切

Ex. ×説明会（「説明する人」から「説明される人」の関係）

○打ち合わせ会（一緒に決める関係）

### 3. 助けてコミュニケーション

▶ 相談するコミュニケーションを取る

お願いされる = やってあげている VS 一緒に考える = 自分のことになる

人には、「役に立ちたい願望」や「助けてあげたい気持ち」がある

### 4. 「もちよる」 = みんなが主催者

→ かかわり、口を出すから、好きになる。

※ 地域で「持ち寄り懇親会」をする意味

① 持ち寄ることで主催者になる = 他への関心も強くなる

② 地域の人の特技など知らない一面を知る機会になる

③ 「持ち寄れる人が持ち寄れるものを出す」という経験ができる（本来の地域の姿）

地域活動をより活発にするためには、「What」（何）をやるかも大切だが、それ以上に、「How」（どう）やるかが大切。当事者意識はプロセスの中で生まれる。

### III. 地域づくり協議会にたくさんの住民が参画する仕組みにするために

#### 1. 構成員は住民全員（事業者等も巻き込む）

これからは地域づくり協議会が地域自治の中心となっていく。そもそも住民全員が参加・参画できる組織になっているかどうか？

##### ◆住みよい住みたい魚住まちづくり協議会（明石市）

（構成）

第3条 校区連合自治会を母体として、校区内の各種団体の代表者（付記に記載）をもって構成する。

（付記）各種団体

校区自治会・コミセン運営委員会・スポーツクラブ21魚住・校区高年クラブ・明石防犯協会魚住支部・地域ふれあいの会・スクールガード魚住・保健衛生推進協議会・地域ボランティアグループ・くすのき（ボランティアグループ）・小学校PTA・校区子ども会・幼稚園PTA

##### ◆松が丘校区まちづくり協議会（明石市）

（構成団体等）

第3条 本会は、校区に属する次に掲げる各種団体等をもって構成する。

- (1)自治会、町内会、これらに類する団体及びこれらの連合体（以下「自治会等」という。）
- (2)交通安全、防犯、防火・防災、環境、福祉、青少年の健全育成、社会教育などの地域活動を行う団体
- (3)地域の文化・スポーツの振興に関する活動を行う団体
- (4)前3号に掲げる地域活動に関して本会の目的達成に向かって熱意を持って継続して携わることのできる者（以下「地域活動者」という。）ただし、地域活動者は、前3号の各種団体の総数の2分の1を超えない範囲において理事会の承認を得るものとし、任期は1年で再任は妨げない。

##### ◆朝来市与布土地域自治協議会（朝来市）

（会員）

第6条 協議会の会員は次に掲げるとおりとする。

- (1)与布土地区に居住する住民
- (2)与布土地区で活動する自治会、団体
- (3)与布土地区に所在する事業所
- (4)その他、会長が必要と認める者

##### ◆中島地区まちづくり協議会（松山市）

（会員）

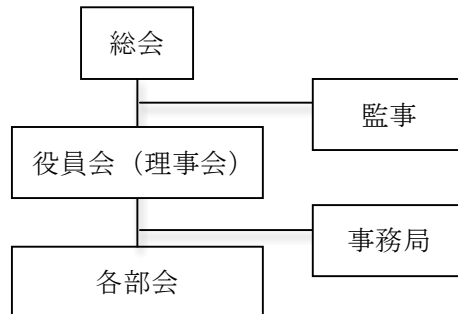
第4条 本会の会員は、前条の目的に賛同し、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)区域内に住所を有する住民及び企業
- (2)区域内で活動する団体
- (3)その他会長が適当と認めるもの

## 2. シンプルな意思決定の仕組み

住民全体で意思決定できる仕組み（組織体制）にしておく必要がある。何をどこで意思決定するのかが住民全体にもすぐに分かるようにしておくことが大切。

<基本的な形>



参考) 鳥羽まちづくり協議会（明石市）の仕組み

## 3. 地域は会議が重要

会議の場づくり（雰囲気づくり）を工夫して、住民が意見を言いやすい雰囲気を作ることが大切。意見を言えない場では、合意形成したとは言えない。人数が多ければグループに分けて意見交換をする等の工夫をする。

## 4. 役割分担

任せていかないと人は育たない。部会は部会長にゆだねていく。7割・8割できれば良いという緩やかさも必要。

地域づくりの成功のものさし

=質が高まることよりも、たくさんの住民が主体的に関わること（人の成長）